

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び定款の規定にもとづき、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類及び支給)

第2条 定款第26条に基づき、役員等の報酬は、原則として無報酬とする。
ただし、理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(1) 役員

費用弁償の額
7,500円 (日当4,000円+車代3,500円)

附 則

- この規程は、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の設立の登記の日(平成25年7月1日)から施行する。
- 平成26年12月26日一部改正(費用弁償の額)
(平成27年1月1日から施行)